

答 申

第1 山口県情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）が令和5年（2023年）9月29日付け令500第369号で行った公文書開示請求の不開示決定（以下「本件処分」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、令和5年（2023年）9月15日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「[〇〇課] 〇〇〇〇の令和〇年〇月現職死亡に関する全ての文書（メモ含む）」（以下「本件請求」という。）を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件公文書」という。）として、死亡報告書を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、令和5年（2023年）9月29日付け令500第369号で、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和5年（2023年）10月2日付けで行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づく審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

不開示決定処分の取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

（省略）

3 実施機関の理由説明に対する意見

（省略）

第4 実施機関の説明要旨

（省略）

第5 審査会の判断

1 本件公文書について

本件公文書は、〇〇の死亡報告書（及び添付書類として死亡診断書）であるが、山口県職員健康管理規程第29条では「所属長は、職員が死亡したときは、直ちに、死亡報告書(別記第八号様式)を総括安全衛生管理者に提出しなければならない。」とされていることから、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当する。

2 条例第7条第1号について

本号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを不開示とすることを定めている。

これは、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限に保護するため、不開示とする個人に関する情報の要件を定めたものである。

なお、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」とは、個人識別性がなく特定の個人を識別することができない情報又は特定の個人を識別することができる情報が含まれている場合の当該情報を除いた残りの情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、財産権その他の当該個人の権利利益を害するおそれがあるものをいい、例えば、匿名の作文や反省文、カルテ等の個人の思想、心身の状況に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものとして保護すべき情報や、特許出願等をする前のアイデア等であって、開示することにより第三者が特許出願を行うなど発明者の権利利益を侵害するおそれのある情報をいうとされている。

また、「個人」には、生存する個人のほか、死亡した個人も含まれるとされ、これは、生前に本号により不開示であった情報が、当該個人が死亡した以降開示されることになるのは適当ではないためとされている。

一方で、次の本号ただし書のイからハに掲げる情報に該当する場合は、例外的に開示するものと定めている。

イ 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

これは、本号本文に該当する情報のうち、法令等の規定又は慣行として公にされているなどの情報及び開示することに公益的理由のある情報等について、例外的に開示することを定めたものである。

3 本件処分について

(1) 条例第7条第1号の該当性について

審査会がインカメラ審理により本件公文書を実際に見分したところ、死亡した〇〇の死亡の日時や原因、死亡前の病状や勤務状況等が記録されていることが確認され、その全てが条例第7条第1号に該当するとして不開示とされているため、本号の該当性を以下のとおり検証する。

まず、本件公文書に記録された情報は、基本的には個人の病歴等の心身の状況に関することであり、公表されていない極めて機微な情報であることが認められ、また死亡した個人に関する情報については、死者の情報の開示が、本人の名誉や遺族等のプライバシー侵害になりうること等が考えられ、生前は不開示であった情報が、死亡した以降に開示されるのは適当ではないことを踏まえると、本件公文書に記録された情報は、本号に該当して不開示が妥当である。

なお、本号ただし書イからハに該当する場合は、例外的に開示することになるが、本件公文書に記録された情報は、法令等で公にすることが義務付けられているもの又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているものではなく、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要なものでもなく、実施機関が職員の人事管理上保有する職員の病歴等の心身に関する情報であり、公務員等の具体的な職務の遂行との直接の関連を有する情報ではないことから、本号ただし書イからハのいずれにも該当しない。

(2) 死因を職員イントラに表示しなかったことに関する協議記録等の存否

審査請求人は反論書において、本件請求をした意図は、実施機関は〇〇の死因を職員イントラに表示させるものを表示しなかったことが不可解であり、そのいきさつなどを知る必要があったためとし、開示を求めるのは死亡報告書ではなく、〇〇の死因を職員イントラに表示しなかったことに関する協議記録等であるという趣旨の主張をしている。

この点について、審査会事務局職員をして実施機関に確認させたところ、職員の訃報に関する情報を職員イントラに掲載するのは、故人の氏名、死亡日、通夜、葬儀の情報を慣例的に庁内に周知しているものであり、掲載について協議や決裁により判断するものではなく、また死因を掲載しなければならないものではないことから、審査請求人が求めるような協議資料等は存在しないとのことであったが、そもそも個人の死因は極めて機微な情報であり、広く周知することを目的に職員イントラに掲載することに適さない情報であると考えられることから、実施機関が特定した本件公文書の中に審査請求人が求める協議資料等が含まれていな

いことに、不自然、不都合な点があるとはいえない。

4 その他

審査請求人のその他の主張についても、本件公文書の開示・不開示の判断に影響を及ぼすものではない。

5 結論

以上の理由により、第1の審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

別紙

審査会の審査経過等

年 月 日	経 過
令和5年 11月 7日	実施機関から諮問を受けた。
令和6年 12月 25日	事案の審議を行った
令和7年 2月 27日	事案の審議を行った。

(参考)

山口県情報公開・個人情報保護審査会第二部会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
井 竿 富 雄	山口県立大学教授	第二部会部会長
石 原 詠美子	弁護士	第二部会 部会長職務代理者
松 本 香代子	司法書士	※

(令和7年2月27日現在)

※本件事案において、除斥となっている。